

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第85号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成23年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の施行について、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。<u>以下「省令」という。</u>）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （申請の取下げ） 第5条 法第6条第1項、第13条第1項第1号、第28条第2項又は第53条第1項の規定により申請を行った者は、当該申請に対する処分がされる前に当該申請を取り下げるときは、申請取下届出書（第4号様式）により知事に届け出なければならない。 （立入検査をする職員の身分を示す証明書） 第7条 略 <u>（事業の実施に関する誓約書）</u> 第8条 法第53条第2項の書面は、<u>終身賃貸事業の実施に関する誓約書（第8号様式）によるものとする。</u> （事業の変更） 第9条 法第56条第1項の規定による事業の変更の認可を受けようとする者は、<u>終身賃貸事業変更認可申請書（第9号様式）</u>を知事に提出しなければならない。	（趣旨） 第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の施行について、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （申請の取下げ） 第5条 法第6条第1項、第13条第1項第1号、第28条第2項又は第53条の規定により申請を行った者は、当該申請に対する処分がされる前に当該申請を取り下げるときは、申請取下届出書（第4号様式）により知事に届け出なければならない。 （立入検査をする職員の身分を示す証明書） 第7条 略 （事業の変更） 第8条 法第56条第1項の規定による事業の変更の認可を受けようとする者は、<u>事業変更認可申請書（第8号様式）</u>を知事に提出しなければならない。

ならない。

(賃貸住宅変更届出書)

第10条 省令第42条の届出書は、終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書（第10号様式）によるものとする。

(解約の申入れ)

第11条 法第59条第1項の規定による承認を受けようとする者は、終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(認可事業者の報告の徴収)

第12条 認可事業者は、知事から法第67条の規定による報告を求められたときは、認可住宅管理状況報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第13条 法第68条第2項の規定による届出は、認可事業者地位承継届出書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第68条第3項の規定による承認を受けようとする者は、認可事業者地位承継承認申請書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業の廃止)

第14条 法第71条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書（第15号様式）により行うものとする。

(手数料納付票)

第15条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部584の項に規定する手数料を納付する者は、共同省令別記様式第1号によるサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書の余白又は高齢者の居住の安定確保に関する法律に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

(補則)

第16条 略

(解約の申入れ)

第9条 法第58条第1項の規定による承認を受けようとする者は、終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(認可事業者の報告の徴収)

第10条 認可事業者は、知事から法第66条の規定による報告を求められたときは、認可住宅管理状況報告書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第11条 法第67条第2項の規定による届出は、認可事業者地位承継届出書（第11号様式）により行うものとする。

2 法第67条第3項の規定による承認を受けようとする者は、認可事業者地位承継承認申請書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業の廃止)

第12条 法第70条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書（第13号様式）により行うものとする。

(手数料納付票)

第13条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部584の項に規定する手数料を納付する者は、共同省令別記様式第1号によるサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書の余白又は高齢者の居住の安定確保に関する法律に係る手数料納付票（第14号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

(補則)

第14条 略

第7号様式（第7条関係）

（第1面）

第号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏名

生年月日

年

月

日生

年

月

日交付

年

月

日限り有効

香川県知事

印

写

真

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

第7号様式（第7条関係）

（表）

8センチメートル

第号

身分証明書

(写真)

職名

氏名

上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項及び第36条第1項の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。

年

月

日発行

(

年

月

日まで有効)

香川県知事

印

5.5センチメートル

（裏）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抜粋）

（報告、検査等）

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告、検査等）

第36条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

終身賃貸事業の実施に関する誓約書

私は、次に掲げる基準に適合する賃貸住宅において終身賃貸事業を行うことを誓約します。

- 1 賃貸住宅の規模及び設備（加齢対応構造等であるものを除く。）が、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）第37条各号で定める基準に適合するものであること。
- 2 賃貸住宅の加齢対応構造等が、段差のない床、浴室等の手すり、介助用の車椅子で移動できる幅の廊下その他の加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下を補い高齢者が日常生活を支障なく営むために必要な構造及び設備の基準として省令第38条各号で定める基準に適合するものであること。

第9号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

終 身 賃 貸 事 業 変 更 認 可 申 請 書

認可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 変 更 項 目	☐ 終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 ☐ 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項 ☐ 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項 ☐ 賃貸住宅の管理の方法 ☐ 終身賃貸事業が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨
3 変 更 内 容	

- 注意 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条に規定する別記様式第1号（終身賃貸事業認可申請書）の別紙を添えて申請してください。
- 2 変更項目の欄は、該当する□に「レ」を入れてください。

第8号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

事 業 変 更 認 可 申 請 書

認可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定により次のとおり申請します。

認可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 事 項	変 更 項 目	☐ 終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 ☐ 1 賃貸住宅の位置 ☐ 2 賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備 ☐ 3 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項 ☐ 4 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項 ☐ 5 賃貸住宅の管理の方法 ☐ 6 賃貸住宅の整備の実施時期 ☐ 7 事業が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨
	変 更 内 容	
	添 付 書 類 (変更が生じたもの)	2 賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備の変更 ☐ 各階平面図（新築（竣工前の変更）の場合） ☐ 間取図（既存住宅の場合） ☐ 事業認可申請書（別記様式）の別添1又は別添2 4 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項の変更 ☐ 工事完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないことを誓約する書面

注意 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条に規定する別記様式（事業認可申請書）の別紙を添えて申請してください。

第10号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書

届出を行った事項を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第57条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 変 更 項 目	☐ 賃貸住宅の位置 ☐ 賃貸住宅の戸数 ☐ 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備
3 変 更 内 容	
4 変 更 予 定 年 月 日	

- 注意 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第41条第1項に規定する別記様式第2号（終身建物賃貸借に係る賃貸住宅届出書）の別紙及び別添1又は別添2を添えて届け出てください。
- 2 既に提出されている省令第41条第2項第1号に掲げる各階平面図及び同項第2号に掲げる間取図のうち当該変更に係る書類を添付してください。
- 3 変更項目の欄は、該当する□に「レ」を入れてください。

第11号様式（第11条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第59条第1項の規定により終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）		
3 解約の申入れの対象となる賃借人	住 戸 番 号	賃 借 人 の 氏 名
4 解約の申入れの理由	☐ 法第59条第1項第1号に該当 （認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、当該認可住宅を、第57条第1項各号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったため。） ☐ 法第59条第1項第2号に該当 （賃借人（1戸の認可住宅に賃借人が2人以上いるときは、当該賃借人の全て）が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となったため。）	

注意 1 解約の申入れの理由を証する書類を添付してください。
2 解約の申入れの理由の欄は、該当する□に「レ」を入れてください。

第9号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第58条第1項の規定により終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）		
3 解約の申入れの対象となる賃借人	住 戸 番 号	賃 借 人 の 氏 名
4 解約の申入れの理由	☐ 法第58条第1項第1号に該当 （認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、当該認可住宅を、第54条第1号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったため。） ☐ 法第58条第1項第2号に該当 （賃借人（1戸の認可住宅に賃借人が2人以上いるときは、当該賃借人の全て）が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となったため。）	

注意 解約の申入れの理由を証する書類を添付してください。

第12号様式（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

認可住宅管理状況報告書

認可住宅の管理の状況について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条の規定により次のとおり報告します。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
3 変更の有無	☐ 有（ ☐ 無
4 登録の基準への適合状況	☐ 適合 ☐ 不適合（
5 報告の内容	
6 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号

- 注意 1 変更の有無の欄及び登録の基準への適合状況の欄は、該当する□に「**レ**」を入れてください。変更の認可が必要な場合は、変更の認可の申請を行ってください。
- 2 変更がある場合（変更の認可の申請を行った場合を除く。）は、当該変更の内容が分かる図面その他の必要な書類を添付してください。
- 3 報告の内容の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

第10号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

認可住宅管理状況報告書

認可住宅の管理の状況について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第66条の規定により次のとおり報告します。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
3 変更の有無	☐ 有（ ☐ 無
4 登録の基準への適合状況	☐ 適合 ☐ 不適合（
5 報告の内容	
6 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号

- 注意 1 変更の有無の欄及び登録の基準への適合状況の欄は、該当する□に「**レ**」を入れてください。変更の認可が必要な場合は、変更の認可の申請を行ってください。
- 2 変更がある場合（変更の認可の申請を行った場合を除く。）は、当該変更の内容が分かる図面その他の必要な書類を添付してください。
- 3 報告の内容の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

第13号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

認可事業者地位承継届出書

認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継したので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 認可事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名	
2 認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
3 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
5 届出者と認可事業者との関係	
6 地位を承継した理由	
7 一般承継人となった時期	

注意 認可事業者との関係を証する書類及び一般承継人となったことを証する書類を添付してください。

第11号様式（第11条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

認可事業者地位承継届出書

認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継したので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 認可事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名	
2 認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
3 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
5 届出者と認可事業者との関係	
6 地位を承継した理由	
7 一般承継人となった時期	

注意 認可事業者との関係を証する書類及び一般承継人となったことを証する書類を添付してください。

第14号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

認可事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第3項の規定により認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認可事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名	
2 認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
3 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
5 申請者と認可事業者との関係	
6 地位を承継する理由	
7 権原を取得した時期	

注意 次に掲げる書類を添付してください。

- （１） 認可事業者との関係を証する書類
- （２） 認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したことを証する書類

第12号様式（第11条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

認可事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第3項の規定により認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認可事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名	
2 認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
3 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
5 申請者と認可事業者との関係	
6 地位を承継する理由	
7 権原を取得した時期	

注意 次に掲げる書類を添付してください。

- （１） 認可事業者との関係を証する書類
- （２） 認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したことを証する書類

第15号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）
年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所
氏 名
（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

事 業 廃 止 届 出 書

認可を受けた事業を廃止したいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第71条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
3 事業を廃止する時期	
4 事業を廃止する理由	

第13号様式（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）
年 月 日

香川県知事 殿

認可事業者 住 所
氏 名
（法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名）

事 業 廃 止 届 出 書

認可を受けた事業を廃止したいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第70条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
3 事業を廃止する時期	
4 事業を廃止する理由	

第16号様式（第15条関係）
略

第14号様式（第13条関係）
略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第7号様式による証明書は、改正後の第7号様式による証明書とみなす。

3 改正前の規則で定める様式（第7号様式を除く。）による用紙は、当分の間、使用することができる。